

## よくある質問

### 「EdTech 導入補助金 公募要領」をよくお読みいただいたうえで、 以下の質問をご確認ください。

質問 1 : どのような事業者が補助対象者となりますか。

回答 1 : 日本国において登録され、日本国内で事業を営む法人であり、EdTech ソフトウェア・サービスを学校等教育機関に対して導入できる中小企業・小規模事業者等と、中小企業・小規模事業者等とともに申請する大企業が補助対象者となります。  
※詳細は「EdTech 導入補助金 公募要領」をご確認ください。

質問 2 : 開業したばかりの事業者も応募申請を行えますか。

回答 2 : 申請の際には納税証明書の添付を必須としていますので、少なくとも1会計年度経ている必要があります。その他にも、必要な情報・書類・要件があるため、公募要領をご確認ください。

質問 3 : EdTech 事業者要件として過去に導入実績が必要とのことですが、本事業の補助対象となるような学校等教育機関への導入実績に限られますか。  
塾等への導入は実績とはみなされませんか。

回答 3 : 過去に教育サービスを学校等教育機関または教育・学習支援業者(学習塾等)に対し提供・販売した実績を有していれば、実績とみなします。

質問 4 : どのような経費が補助対象となりますか。

回答 4 : 以下の経費が補助対象となります。

① **ソフトウェア・サービス利用費 :**

本実証事業を実施するために必要な EdTech ソフトウェア・サービスの利用料金の原価  
※対象となる期間 : 交付決定～2021年3月末日

② **ソフトウェア・サービス導入関連サーバー費 :**

本実証事業において EdTech ソフトウェア・サービスを導入・利用する際に必要なクラウドサーバーの初期設定費用(あるいは初期導入費用)、利用料等の原価  
※対象となる期間 : 交付決定～2021年3月末日

③ **ソフトウェア・サービス導入関連サポート費 :**

本事業において EdTech ソフトウェア・サービスを導入・利用する際に必要となる児童・生徒、教職員

等に対して実施される研修の費用、マニュアル作成費、保守・メンテナンス料等のパッケージ料金から以下④外注費・委託費および⑤宿泊費・交通費の経費を除外した経費の原価

※対象となる期間：交付決定～事業実施期間中（2020年12月25日予定）

※完了報告時点で証憑が提出できない経費は対象外

#### ④外注費・委託費：

本事業において必要となる教職員向け研修や導入サポート等の業務等を第三者に外注・委託（委任）するために支払われる経費

※対象となる期間：交付決定～事業実施期間中（2020年12月25日予定）

※完了報告時点で証憑が提出できない経費は対象外

#### ⑤宿泊費・交通費：

EdTech ソフトウェア・サービスを導入する際に発生する宿泊費・交通費（公共交通機関に限る）

※対象となる期間：交付決定～事業実施期間中（2020年12月25日予定）

※導入先への移動とその宿泊費のみを対象とし、その他開発等の自社業務に係る費用は対象外

※完了報告時点で証憑が提出できない経費は対象外

※①②③の各費目については、原価の根拠となる明細を準備し、事務局からの求めにより提出できるようにする必要があります。

※④⑤の各費目については、経済産業省大臣官房会計課が発行する「補助事業事務処理マニュアル」に準じて証憑書類を準備してください。

※③④⑤の完了報告を提出以降に発生する(完了報告提出時点で証憑が提出できない)経費は対象となりません。

なお、本事業を実施するために係る経費であっても、以下の費用は補助対象外となります。

#### ■補助対象外となる経費

- ・パソコンやタブレット等のハードウェアの調達や購入に係る費用
- ・水道光熱費および通信料、送料・運搬費
- ・広告宣伝費
- ・補助金申請、報告に係る人件費および申請代行費
- ・リース料金
- ・公租公課（消費税等）
- ・その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および補助金事務局が判断するもの

質問 5：交付申請の公募期間と交付決定のプロセスを教えてください。

回答 5：交付申請の期間は2020年6月12日～2020年7月22日17:00を予定しております。なお、応募数が一定程度集まり次第審査を開始し、2020年7月中旬～8月上旬にて順次、交付決定を

実施します。

質問 6：順次交付決定ということは、公募期間の途中で公募が終了することもあるのでしょうか。

回答 6：補助金の交付決定額が予算総額を上回った場合は、その時点で終了となります。ただし、予算の執行状況によっては、追加の公募を行う場合もあります。

質問 7：国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

回答 7：国の他の助成金・補助金との併用は不可です。

ただし、補助対象となる事業内容（サービス・ソフトウェア、経費等）が重複しない場合は申請が可能です。

質問 8：交付申請時に必要な添付書類を教えてください。

回答 8：必要な添付書類は以下の通りです。

□法人

- 1) 直近の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- 2) 直近の法人税の納税証明書（「その1」または「その2」）  
※税務署の窓口で発行されたもの
- 3) 導入予定のEdTechソフトウェア・サービスに関する説明資料
- 4) 導入予定のEdTechソフトウェア・サービスの事務局審査用アカウントの発行に係る書類
- 5) その他（必要に応じて事務局が指定する資料）

□コンソーシアムを構成する場合のみ必要となる書類（提出不要）

- 協定書等（コンソーシアムを構成するEdTech事業者の役割・責任・権利義務等について定める協定書またはそれに類する書類）  
※協定書は代表申請者が取りまとめの上、保管すること。
- 申請者要件確認書及び情報セキュリティ対応状況確認書  
※申請者要件確認書及び情報セキュリティ対応状況確認書は代表申請者が取りまとめの上、保管すること。

※詳細は「EdTech 導入補助金 公募要領」をご確認ください。

質問 9：「法人の履歴事項全部証明書」に有効期限はありますか。

回答 9：交付申請時点から3ヶ月以内に発行した写しをご提出ください。

質問 10：中小企業の定義として従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

回答 10：従業員数には常時雇用する「パート・アルバイト」を含みます。

質問 11 : 補助対象となる導入先教育機関の要件を教えてください。

回答 11 : 補助対象となる導入先教育機関の要件は以下の通りです。

学校教育法における学校（ただし、幼稚園及び大学を除く）、教育支援センター（適応指導教室）  
あるいはフリースクール（※）

(※)本事業において補助対象となるフリースクールの定義

- (1)不登校児童・生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2)非営利法人（学校法人を除く）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績があること。
- (3)児童・生徒の在籍校との間に十分な連絡体制が構築されていること。
- (4)複数世帯の児童・生徒（小、中学生）を受け入れていること。

質問 12 : 学校全体への導入のみが対象ですか。学年単位での導入することはできますか。

回答 12 : 学校全体への導入のみならず、学年単位やクラス単位での導入も可能です。少なくとも1学校あたり必ず1クラス相当分以上の児童・生徒及び教職員に対してEdTechソフトウェア・サービスを導入、又はEdTechソフトウェア・サービスを用いて教職員研修を実施する等し、導入から令和2年度末までの間にEdTechソフトウェア・サービスを利用し、事務局が求める導入効果の測定等に応じられる規模のEdTechソフトウェア・サービスを導入する事業である必要があります。

質問 13 : 1人1台PC未整備の学校でも導入可能ですか。また、PC教室等でのアカウント切り替えによる利用は可能ですか？

回答 13 : 導入可能です。

質問 14 : 補助率と補助金額の上限・下限を教えてください。

回答 14 : 補助率は、類型ごとに一律となります。補助対象経費のうち「導入費（ソフトウェア・サービス利用費、ソフトウェア・サービス導入関連サーバー費、ソフトウェア・サービス導入関連サポート費）」は下記の補助上限額・補助下限額の範囲内で申請する必要があります。

#### 《導入費》

##### **A 類型：中小企業型（単独申請）**

補助率：2/3 以内

補助上限額：200 万円×申請校数

1 申請あたりの補助下限額：60 万円以上

##### **A 類型：中小企業型（コンソーシアム申請）**

補助率：2/3 以内

補助上限額：200 万円×中小企業数×申請校数

1 申請あたりの補助下限額：150 万円以上

##### **B 類型：大企業複合型（コンソーシアム申請）**

補助率：1/2 以内

補助上限額：200 万円×事業者数×申請校数

1 申請あたりの補助下限額：150万円以上

補助対象経費のうち「宿泊費・交通費」は下記の補助上限額・補助下限額の範囲内で申請する必要があります。

≪宿泊費・交通費≫

**A 類型：中小企業型（単独申請・コンソーシアム申請）**

補助率：2/3 以内

補助上限額：導入費の補助金額×10% または 宿泊費・交通費の総額×2/3

※いずれか低い方

**B 類型：大企業複合型（コンソーシアム申請）**

補助率：1/2 以内

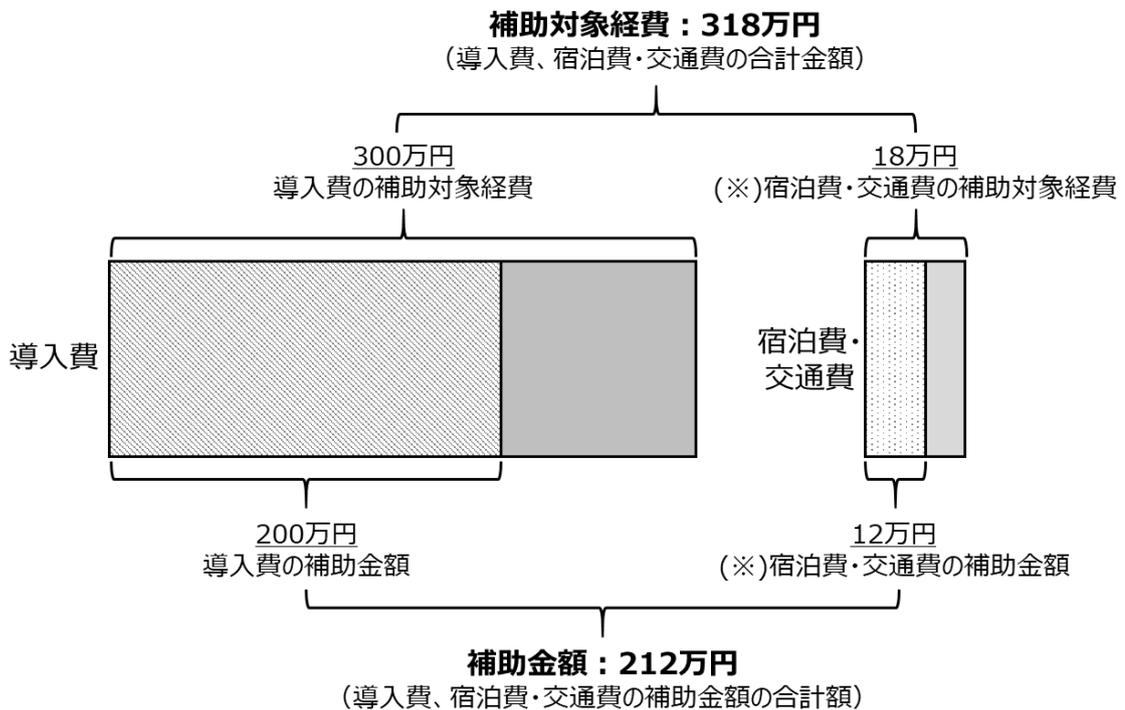
補助上限額：導入費の補助金額×10% または 宿泊費・交通費の総額×1/2

※いずれか低い方

※審査結果により交付決定額や補助金交付額は変わる可能性があります。

**【補助対象経費・補助金額の考え方】**

例) 導入費の補助対象経費が300万円  
宿泊費・交通費の補助対象経費が18万円の場合



(※)宿泊費・交通費については、下図【宿泊費・交通費の補助上限額について】をご確認ください。

**【宿泊費・交通費の補助上限額について】**

例) A類型の単独申請（1校に対して導入する場合）において、事業実施期間中に発生した「導入費」の補助対象経費が300万円、「宿泊費・交通費」の補助対象経費が18万円の場合

・導入費の補助金額の上限  
 $300\text{万円} \times \text{補助率}(2/3) = 200\text{万円}$

・宿泊費・交通費の補助金額の上限  
 $200\text{万円} \times 10\% = 20\text{万円}$

・宿泊費・交通費の補助金額  
 $18\text{万円} \times \text{補助率}(2/3) = 12\text{万円}$

この場合、低い方である  
12万円が補助上限額

質問 15 : コンソーシアム申請の場合、補助金はどの EdTech 事業者に交付されますか。

回答 15 : 補助金は EdTech 事業者コンソーシアム内の代表申請者に一括で交付される予定です。

質問 16 : B 類型 : 大企業複合型（コンソーシアム申請）の申請を行う場合、同一のコンソーシアム内に大企業が 2 社以上参画してもよいですか。

回答 16 : 中小企業・小規模事業者等とともに同一のコンソーシアムを構成するのであれば大企業が 2 社以上参画しても構いません。

質問 17 : B 類型 : 大企業複合型（コンソーシアム申請）の申請を行う場合、大企業ではなく中小企業・小規模事業者等が代表申請者（幹事社）となることは可能ですか。

回答 17 : B 類型 : 大企業複合型の申請を行う場合には、必ず大企業が代表申請者（幹事社）となる必要があります。

質問 18 : コンソーシアムを組んで申請を行う場合、コンソーシアムを構成するすべての EdTech 事業者が、補助対象となる事業者の要件を満たす必要がありますか。

回答 18 : コンソーシアムを構成する全ての事業者がすべての要件を満たしている必要があります。

質問 19 : コンソーシアムを組んで申請を行う場合、コンソーシアムを構成するすべての事業者が、同一の学校等教育機関に EdTech ソフトウェア・サービスを導入する必要がありますか。

回答 19 : コンソーシアムを構成する全ての事業者が、同一の学校等教育機関に EdTech ソフトウェア・サービスを導入する必要があります。

## 【申請形式について】

例)A社、B社、C社の三社で構成されるコンソーシアムの場合

申請が可能な形式		学校等教育機関への導入			
		イ校	ロ校	ハ校	ニ校
EdTech事業者	【代表申請者（幹事社）】 A社	○	○	○	○
	【申請者】 B社	○	○	○	○
	【申請者】 C社	○	○	○	○

コンソーシアム内のすべてのEdTech事業者が、学校等教育機関「イ校」「ロ校」「ハ校」「ニ校」それぞれに対し、自社のソフトウェアを導入しているため、**申請が可能です**。

申請ができない形式		学校等教育機関への導入			
		イ校	ロ校	ハ校	ニ校
EdTech事業者	【代表申請者（幹事社）】 A社	○	○		○
	【申請者】 B社	○		○	
	【申請者】 C社		○	○	

「イ校」「ロ校」「ハ校」「ニ校」の学校等教育機関に対し、コンソーシアム内の一部のEdTech事業者しか自社のソフトウェアを導入していないため、**申請はできません**。

質問 20 : EdTech 事業者が、他社から仕入れたソフトウェアを販売する場合は補助対象となりませんか。

回答 20 : 補助対象となります。

質問 21 : 1 つの EdTech 事業者が単独での申請とコンソーシアムでの申請を同時に行ったり、複数のコンソーシアムに所属し申請を行ったりすることはできますか。

回答 21 : 可能です。ただし、一の EdTech 事業者が行うことができる申請回数の上限は 3 申請までとなります。さらにこのとき、次のような重複申請は認められません。例えば、単独申請を 2 回以上行うこと、同じ事業者で構成するコンソーシアムが複数回申請することが重複申請にあたります。（単独申請は 1 申請まで、コンソーシアムでの申請も 1 コンソーシアムあたり 1 申請まで）

**【同一のEdTech事業者の申請可能回数について】**

			2申請目以降		
			A類型		B類型
			単独申請	コンソーシアム申請 (1申請目とは別のコンソーシアム)	コンソーシアム申請 (大企業複合型)
1 申請 目	A 類 型	単独申請	×	○	○
		コンソーシアム申請	○	○	○
	B 類 型	コンソーシアム申請 (大企業複合型)	○	○	○

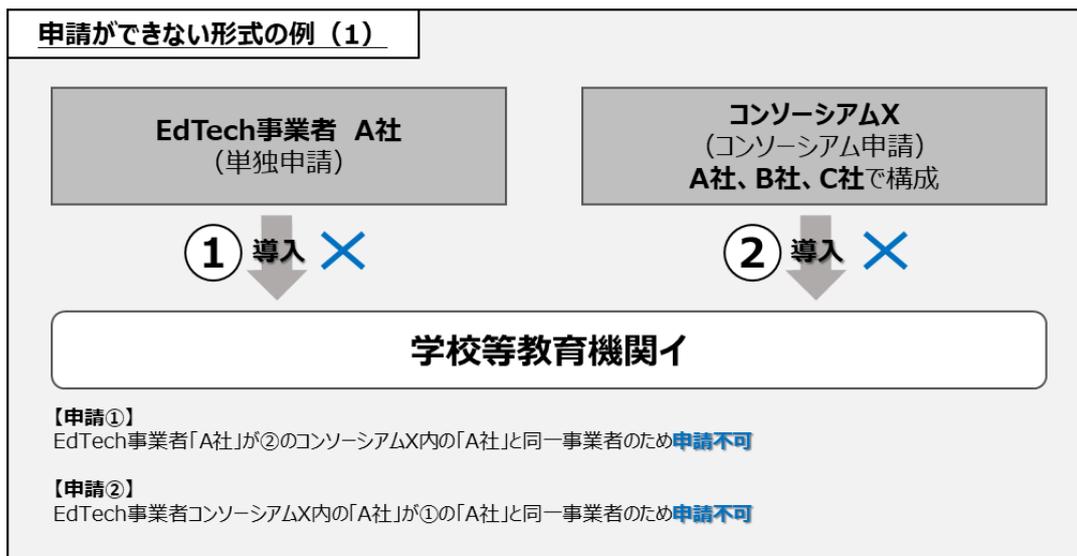
質問 22 : 1 回の申請あたり、導入先となる学校等設置者や学校等教育機関の数に上限はありますか。

回答 22 : 学校等設置者数、学校等教育機関数に上限はありません。

質問 23 : 同一の EdTech 事業者が、単独申請とコンソーシアム申請をする場合、もしくは複数のコンソーシアムに所属して申請する場合、それぞれの申請において同一の学校等教育機関へ EdTech ソフトウェア・サービスを導入することは可能ですか。

回答 23 : 下図（例 1）にある通り、例えば、A 社が単独申請において学校等教育機関イへの導入事業を申請し、同時にコンソーシアム X に所属して学校等教育機関イへの導入事業を申請することはできません

**【複数のEdTech事業者から同一の学校等教育機関への導入の可否】**



また、下図（例 2）においては、上記と同様に、A 社及び A 社の所属するコンソーシアム Y が同一の学校等教育機関へ EdTech を導入することはできません。ただし、コンソーシアム Y に所属していない B 社が学校等教育機関への導入事業を申請することは可能です。



質問 24：いつからの経費が補助対象となりますか。

回答 24：交付決定後に発生した経費（ソフトウェア・サービス利用費、ソフトウェア・サービス導入関連サーバー費、ソフトウェア・サービス導入関連サポート費、外注費・委託費、宿泊費・交通費）が補助対象となります。  
※詳細は「EdTech 導入補助金 公募要領」をご確認ください。

質問 25：オンプレミス製品はなぜ補助対象外なのですか。

回答 25：今後の学校教育現場におけるクラウド活用が推奨されているため（クラウド・バイ・デフォルトの原則）、また、家庭学習ともシームレスな形で、活用できることが望ましい事、サービス・フォロー等の利便性を鑑みてクラウド製品のみを対象としております。

質問 26：パソコンやタブレット等のハードウェアと一体的に提供しているソフトウェアは補助対象外ですか。

回答 26：本補助金ではハードウェアは補助対象外のため、ソフトウェアとハードウェアの費用を切り分けて算出することが可能であれば、ソフトウェアの分のみ補助対象とすることができます。

質問 27：「原価」の算出はどのように行えば良いですか。何かルールはありますか。

回答 27：当該ソフトウェア・サービスの「販売額」から利益を排除し、各社の責任において、製造原価あるいは仕入れ原価を算出してください。

質問 28：事業内容確認書において、補助対象者・学校等設置者の押印は必要ですか？

回答 28：補助対象者・学校等設置者の押印は必須ではありません。各社・各設置者の内部ルール・判断で必要となる場合は押印いただいても構いません。

質問 29 : 事業内容確認書の「代表者又は責任者」欄について、学校等設置者内の責任者が複数名になる場合は、連名で記載してもよいですか。

回答 29 : 学校等設置者等の判断により、責任者を複数名とする場合は、連名で記載いただいて構いません。

質問 30 : 学校等設置者がやむをえない事情により事業内容確認書を提出できない場合、学校等教育機関が責任者として、事業内容確認書に記名をし、提出してもよいですか？

回答 30 : 学校等設置者が事業内容確認書を提出できない場合は、学校等教育機関の長（学校であれば学校長）による提出も可とします。

その場合の事業内容確認書の作成方法についてはコールセンターにお問い合わせください。

質問 31 : 補助対象となる事業の要件に、「次年度以降の継続活用や予算化を検討できる事業であること」という項目がありますが、学校や学校等設置者は、導入する EdTech ソフトウェア・サービスの次年度以降の継続活用や予算化を申請時点で確約できなければいけないでしょうか？

回答 31 : 導入するソフトウェア・サービスの次年度以降の継続利用や予算化を、申請時点で確約いただく必要はありません。ただし、本事業をご活用いただく際には、翌年度以降の継続活用や予算化も見据えてご検討いただきたいと思います。